

ネーミングライツパートナーの決定について

■概要

青木サッカー場において、公共施設等に愛称を付与する権利（ネーミングライツ）の取得を希望する事業者の公募を実施した結果、次のとおりネーミングライツを譲渡するパートナーを決定したものです。

■決定内容

愛称

フードリエ サッカーフィールド青木

パートナー名

株式会社フードリエ（那須塩原市上大塚新田 3 番地 1）

価格

1 3 2 万円（年額）

期間

5 年間

■今後のスケジュール

愛称の使用開始を令和 7 年 6 月 1 日から予定をしており、ネーミングライツに関する契約締結式を令和 7 年 5 月 2 1 日 1 5 時 3 0 分から行います。

■愛称の扱い

- ・決定したのは施設の愛称であるため、施設の正式名称を定めている市条例の改正は行いません。
- ・市は、各種印刷物やホームページ等の広報媒体において、愛称を積極的に使用します。ただし、愛称が定着するまで（おおむね 1 年を予定）は、市条例上の正式名称を併記する場合があります。



青木サッカー場